

令和3年10月19日

電気事業法等の一部を改正する等の法律 附則第28条第2項の規定による指定旧 供給地点の指定解除について

関東経済産業局長から、別紙2の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略
20211013 関 東 第 6 号
令 和 3 年 1 0 月 1 9 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について（回答）

令和3年10月12日付け20211012 関東第5号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

指定の解除事業者数 11事業者 指定旧供給地点群数 24地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
茨城通運株式会社 (法人番号1050001026699)	1 茨交六ツ野団地
越後プロパン株式会社 (法人番号8110001007091)	1 福対協石倉団地
ENEOSグローブエナジー株式会社 (法人番号4010001108754)	1 沖団地
株式会社エネサンス関東 (法人番号2010401076867)	1 中泉団地
河原実業株式会社 (法人番号1011801007074)	2 川口東本郷ニュータウン、鴻巣寺谷団地
株式会社ザ・トーカイ (法人番号7080001001735)	9 麻機第二団地、遠藤建設宮原団地、県営袋井団地、静鉄山原団地、静鉄沼津団地、住生協大平団地、三島ビューティータウン、吉田住宅団地、呼子ニュータウン
昭和ガス株式会社 (法人番号2030001046517)	1 藤久保団地
大陽日酸エネルギー株式会社 (法人番号5270001003672)	1 東慈林団地
株式会社東栄商会 (法人番号3010801008048)	1 横浜生協杉田団地
日本瓦斯株式会社 (法人番号9010001061924)	5 大宮東新井団地、大宮中川ニュータウン、寿団地、ネオポリス大和南酒々井団地、横須賀あらく
武州産業株式会社 (法人番号4030001055499)	1 月吉団地